

平成 11 年度 生涯学習・社会教育施設等調査（承認統計調査）

実 施 要 綱

I 調査の目的

この調査は、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

- 1 博物館類似施設調査
博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設^とと同等以上の規模の施設
- 2 民間体育施設調査
民間の非営利・営利体育施設（企業の職員の福利・厚生用の施設を除く。）
- 3 文化会館調査
地方公共団体及び民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で、座席数 300 以上のホールを有するもの
- 4 生涯学習・社会教育関係法人調査
文部省及び都道府県教育委員会が所管する生涯学習・社会教育関係の民法第 34 条法人
- 5 カルチャーセンター調査
民間における学級・講座を実施している事業所。なお、各種学校、学習塾及びけいこごとなどの個人教授所を除く。

III 調査事項

調査事項は次のとおりとする。

なお、調査事項の細目は、調査票に記載するところによる。

- 1 博物館類似施設調査
 - (1) 名称及び所在地
 - (2) 設置者の別
 - (3) 施設の種別
 - (4) 職員に関する事項
 - (5) 施設の状況
 - (6) 設備の状況
 - (7) 事業実施状況
 - (8) 利用状況
- 2 民間体育施設調査
 - (1) 名称及び所在地
 - (2) 設置者の別
 - (3) 職員に関する事項
 - (4) 施設の状況
 - (5) 事業実施状況
 - (6) 利用状況
- 3 文化会館調査
 - (1) 名称及び所在地
 - (2) 設置者の別
 - (3) 職員に関する事項
 - (4) 施設の状況
 - (5) 設備の状況
 - (6) 事業実施状況
 - (7) 利用状況
 - (8) ボランティア活動状況

4 生涯学習・社会教育関係法人調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者の別
- (3) 職員に関する事項
- (4) 事業実施状況

5 カルチャーセンター調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 職員に関する事項
- (3) 事業実施状況

IV 調査の実施時期

調査の実施時期は、次のとおりとする。

- 1 博物館類似施設調査
- 2 民間体育施設調査
- 3 文化会館調査
- 4 生涯学習・社会教育関係法人調査
- 5 カルチャーセンター調査

平成11年10月1日現在

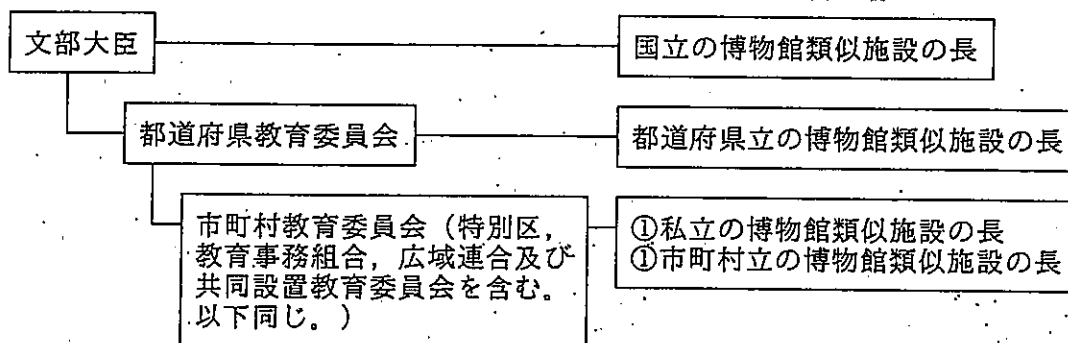
V 調査の方法

1 調査の報告者及び調査系統

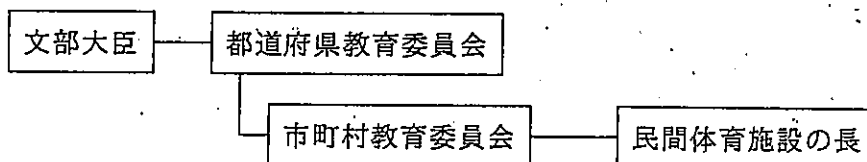
調査の報告者及び調査系統は、次のとおりとする。

(1) 博物館類似施設調査票

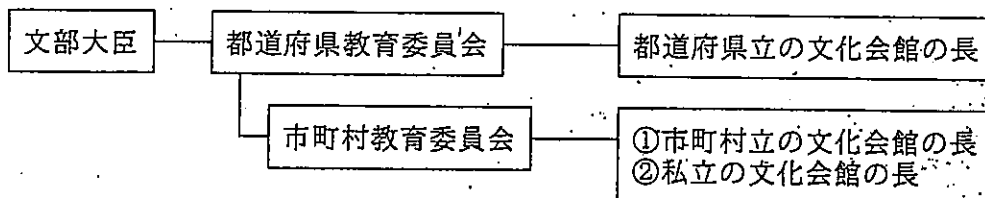
報告者



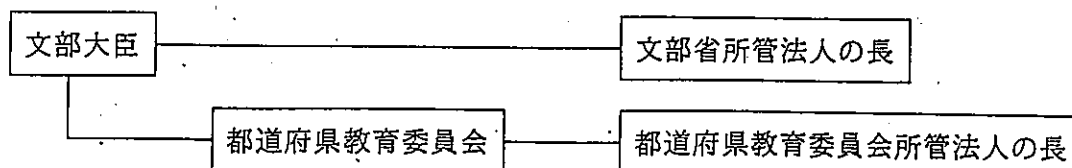
(2) 民間体育施設調査票



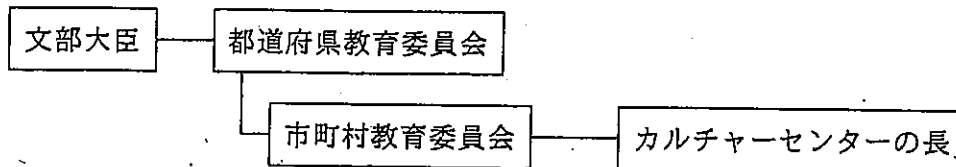
(3) 文化会館調査票



(4) 生涯学習・社会教育関係法人調査票



(5) カルチャーセンター調査票



2 調査票の配付・提出及び提出期日等

(1) 調査票の配付・提出は、次のとおりとする。

ア 文部大臣は、前記の「調査系統」に従って直接又は都道府県教育委員会を通じて各報告者に対し必要部数の調査票を配付する。

イ 報告者は、調査系統に従って、文部大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。

(2) 報告者が調査票を提出する期日及び部数は、次のとおりとする。

ア 文部大臣に直接調査票を提出する者……平成11年11月30日までに1部

イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者
……教育委員会が定める期日までに2部

(3) 市町村教育委員会は、報告者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票2部を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。

(4) 都道府県教育委員会は、提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票1部を平成11年12月15日までに文部大臣に提出する。(各調査票1部は都道府県教育委員会が保管する。)

(5) 都道府県教育委員会は、必要と認めるときは、あらかじめ文部大臣に届け出ることにより調査票提出の系統を変更することができる。

VI 集計事項及び集計方法

A 集計事項

おおむね次の事項について集計する。

1 博物館類似施設調査

- (1) 設置者別、種類別施設数
- (2) 職員数
- (3) 建物の単独・複合別施設数
- (4) 土地面積及び建物の使用区分別面積
- (5) 設備の状況
- (6) 種類別資料数
- (7) 開館状況
- (8) 入館者数
- (9) ボランティアの活動状況
- (10) 博物館協議会等の設置施設数

2 民間体育施設調査

- (1) 設置者別、種類別施設数
- (2) 職員数
- (3) 施設の種別、規模別施設数
- (4) 開設状況
- (5) 事業実施件数及び参加者数
- (6) 利用者数
- (7) ボランティアの活動状況

3 文化会館調査

- (1) 設置者別、種類別施設数
- (2) 職員数
- (3) 建物面積別施設数

- (4) 設備の状況
- (5) 開館状況
- (6) 事業実施件数及び参加者数
- (7) ボランティアの活動状況

4 生涯学習・社会教育関係法人調査

- (1) 設置者別法人数
- (2) 職員数
- (3) 事業実施状況

5 カルチャーセンター調査

- (1) 企業系列別事業所数
- (2) 職員数
- (3) 事業実施状況

B 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票を、文部省において集計する。

VII 結果の公表の方法

- 1 この調査の結果は、文部大臣が社会教育調査報告書及びその他の刊行物によって公表する。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県についての調査の結果を文部大臣の公表前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部大臣の公表が確定数であることを附記しなければならない。

平成11年10月1日現在

※該当する番号または記号を○で囲み、必要な場合は数値等を記入してください。

(注): □□ のような枠内には、数字を右側につめて記入すること。例えば「35」は

3	5
---	---

 と記入する。

1 事業所の名称	2 事業所の所在地	3 代表者の氏名	4 取締役の氏名
	〒 (Tel) - -)		

都道府県教育委員会で記入する。

	都道府県番号	教育委員会番号
A		
	整理番号	事業所の所在市(区)町村番号

事業所の企業系列：

- 1 新 聞 社
- 2 放 送 局
- 3 デパート・スーパーマーケット
- 4 金融機関
- 5 その他の種類の企業
- 6 複数企業による共同出資
- 7 系列なし

9 事業実施状況 (平成10年度間)

(1) 学級・講座等

区	分	実施件数 (件)	参加者数 (人)
学 習 内 容 別	教養の向上		
	うち趣味・けいここと		
	体育・レクリエーション		
	家庭教育・家庭生活		
	職業知識・技術の向上		
	市民意識・会社連帯意識		
諸	集 会		

6 事業開始年： 1 昭和 2 平成 年

員職數:

專任講師 (人)	1
外部講師 (人)	1
事務職員等 (人)	1

8 會員數:

[illegible]

(2) 情報提供方法 (複數回答可)：

- 1 情報システムネットワーク
 (1を選択した場合のみ)
 2 公共広報誌
 3 機関紙(パンフレット)等
 4 マスメディア(放送・新聞等)
 5 その他
 の有無:

a 有

५

部

領